

第201800318591号

平成31年2月20日

公益社団法人鳥取県医師会長
一般社団法人鳥取県東部医師会長
公益社団法人鳥取県中部医師会長
公益社団法人鳥取県西部医師会長
一般社団法人鳥取大学医学部医師会長
一般社団法人鳥取県薬剤師会長
公益社団法人鳥取県看護協会会長
各 病 院 長

様

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課長
(公 印 省 略)

麻しん発生報告数の増加に伴う注意喚起について（通知）

本県の感染症対策の推進については、日頃、格別の御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般、関西地方で麻しん患者数の増加が報告されていることを踏まえ、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり通知がありました。

については、今後、麻しん患者の移動等により広範の地域で患者が発生し、医療機関を受診する可能性がありますので、下記について関係者への御周知をお願いします。

記

- 1 発熱や発しんを呈する患者を診察した際は、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻しんの罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻しんを意識した診療を行うこと
- 2 麻しんの感染力の強さを鑑みた院内感染予防対策を実施すること
- 3 麻しん及び風しんの診断について
 - (1) 麻しんや風しんの疑い症例「臨床診断例」については、速やかに保健所へ御連絡いただき、遺伝子検査によって迅速に結果を明らかにし、感染拡大防止を図って行くこととしていますので、御協力をよろしくお願いします（別紙1，2参照）。
 - (2) 麻しん又は風しん、いずれか一方を疑う症例であった場合でも、両方を検査することも可能ですので、保健所へ御相談ください。

(担当)

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課
感染症・新型インフルエンザ対策室 最首、原
(電 話) 0857-26-7857
(ファクシミリ) 0857-26-8143

(別紙1)

鳥取県における麻疹検査診断の実施について

平成30年4月1日

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

1 麻疹を疑う場合、すみやかに保健所へ電話連絡をお願いします。

麻疹については、検査診断の実施など、より迅速な対応が必要となります。

※ 麻疹を疑う場合は、次のことに留意し、最寄りの保健所へ連絡をお願いします。

■ 届出基準に合致する麻疹症例は、可能な限り24時間以内に管轄の保健所へ電話連絡をしてください。(検査診断がまだ実施されていない「臨床診断例」を含む。)

鳥取市保健所	電話(0857)22-5694
中部総合事務所福祉保健局(倉吉保健所)	電話(0858)23-3145
西部総合事務所福祉保健局(米子保健所)	電話(0859)31-9317

2 検査診断の実施(検体採取)に御協力をお願いします。

麻疹の「IgM抗体検査」は、麻疹以外の発疹性ウイルス疾患に罹患している場合にも陽性になることが指摘されています(伝染性紅斑、突発性発疹など)。

このため、原則として全例の検体を確保し、鳥取県衛生環境研究所でウイルス遺伝子検査等を実施します。

※ 検査診断の実施に当たり、次のことに留意し、管轄の保健所へ連絡をお願いします。

■ 麻疹患者の検体採取(以下3検体)について、御協力をお願いします。

① **咽頭ぬぐい液**：滅菌綿棒で咽頭を十分にぬぐった後、乾燥させずにウイルス搬送用培地に十分懸濁してください。

② **血液**：抗凝固剤入りスピッツに、全血で1~2ml程度入れてください。
血算検査後のEDTA血の残りがあれば、それでも検査可能です。

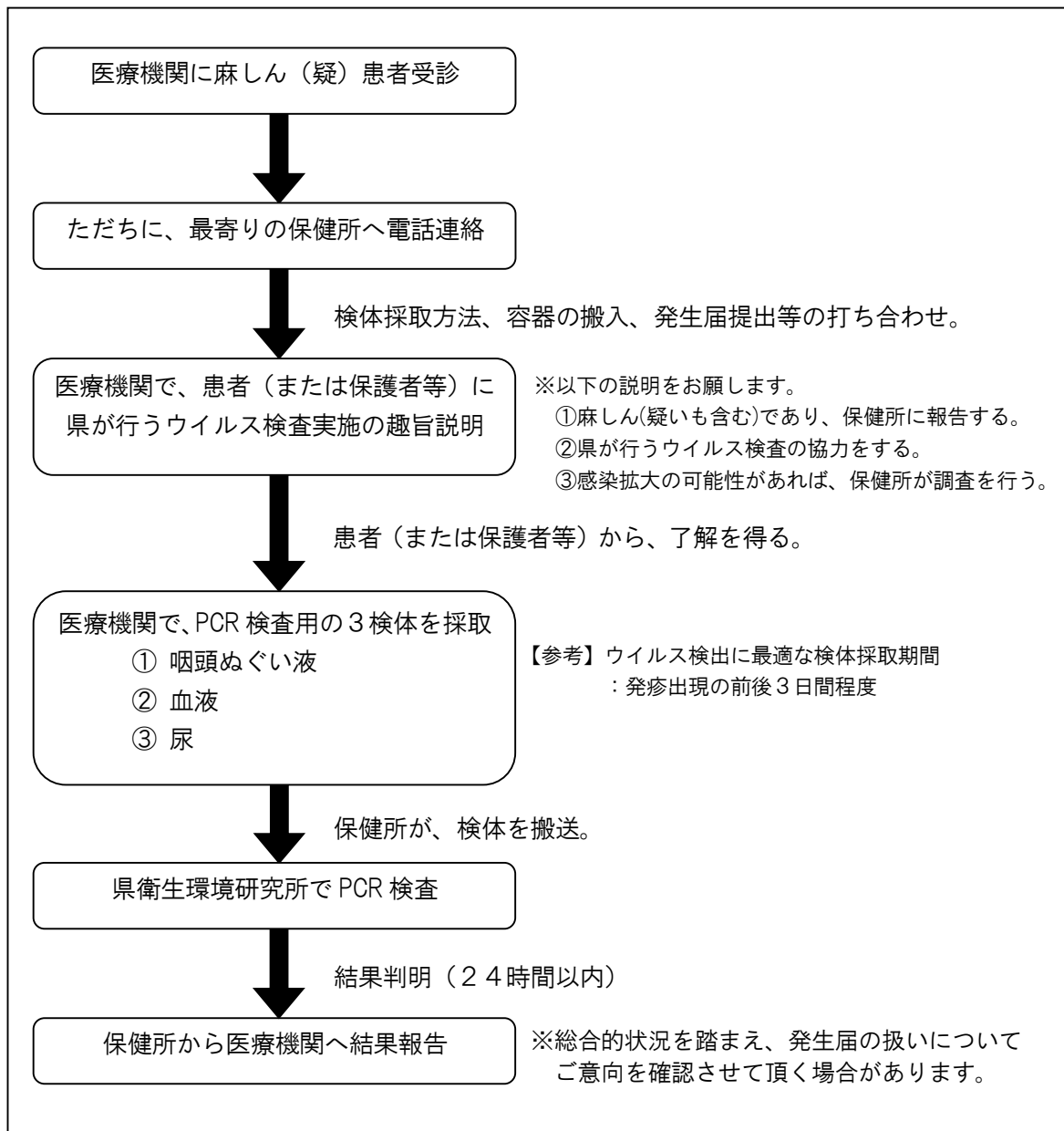
③ **尿**：培養用の滅菌スピッツ又は滅菌コップに、10~20ml程度入れてください。

※ いずれの検体も、採取後すぐの検査が最も効果は高いですが、採取後2~3日以内であれば4℃で保存が可能です。

※ 採取に必要な綿棒・保存用培地は、必要であれば、保健所から搬入させていただきます。

3 麻疹検査診断の流れ

(1) PCR/ウイルス分離等検査（診断後すぐに、保健所を通して衛生環境研究所で実施）



(2) 麻疹特異的 IgM 抗体検査（発疹出現後 4～28 日に、医療機関で実施）

上記、PCR/ウイルス分離等検査の他にも、医療機関で麻疹特異的 IgM 抗体検査を実施して頂き、検査結果を保健所へ報告をお願いします。

4 麻疹検査診断の考え方

国立感染症研究所麻疹対策技術支援チーム作成の別添資料(別紙)を参考にしてください。

(出典) 国立感染症研究所ホームページ

<http://www.nih.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/pdf01/arugorizumu2014.pdf>

(別紙 2)

風しん及び先天性風しん症候群の届出について

平成30年4月1日

鳥取県福祉保健部健康医療局健康政策課

平成29年12月21日付厚生労働省健康局結核感染症課長から「風しんに関する特定感染症予防指針の一部改正」について通知があり、風しんについては、「診断後直ちに」届出すること、また、「原則として全例に」ウイルス遺伝子検査等を実施することとなったことから、その取扱いについてお知らせします。

風しん及び先天性風しん症候群診断時の医療機関の対応は下記のとおりです。

(1) 風しん

法的根拠：診断した医師は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」）第十二条に基づき、診断後直ちに最寄りの保健所へ届出を行う。

風しん臨床診断時

- ・臨床診断した時点で「臨床診断例」として管轄保健所へ連絡し、届出を行う。
- ・医療機関は、血清 IgM 抗体検査等の血清抗体価の測定を実施する。
- ・保健所の指示により、県衛生環境研究所でのウイルス遺伝子検査実施のための検体を提出する（必要な検体は別表1のとおり）。

検査実施後

臨床症状とこれらの検査結果を総合的に勘案し、下記のとおり届出の変更等を行う。

- ・風しんと判断した場合 → 「風しん（検査診断例）」の届出に変更
- ・風しんでないと判断した場合 → 届出を取り下げる（口頭）

(2) 先天性風しん症候群（以下 CRS）

法的根拠：診断した医師は、法第十二条に基づき、診断後7日以内に最寄りの保健所へ届出を行う。

- ・医療機関は、血清 IgM 抗体検査、ウイルス遺伝子検査等診断に必要な検査を実施する。
- ・ウイルス遺伝子検査を実施する場合は、保健所の指示により、県衛生環境研究所でのウイルス遺伝子検査実施のための検体を提出する（必要な検体は別表1のとおり）。
- ・検査結果及び臨床症状により CRS と診断した場合には、7日以内に最寄りの保健所へ届出を行う。

※国立感染症研究所感染症疫学センター 医師による風しん・先天性風しん症候群届出ガイドライン参照 (<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ha/rubella.html>)

【別表 1 : 風しんウイルス遺伝子検査実施における提出が必要な検体】

感染症	材料	容器	容器 保存方法	備 考
風しん	咽頭ぬぐい液	VIB培地 ※保健所から医療機関へ提供します (医療機関の培地でも可)	冷凍	採取後2日以内であれば4℃保存可能(これ以降は、冷凍保存)。 発症3日前から発疹出現後1週間程度が 遺伝子検査に適している
	全血(2ml以上)	EDTA採血管 ※保健所から医療機関へ提供します (医療機関の採血管でも可)	室温	
	尿(10ml以上)	滅菌スピッツ管等(医療機関の採尿管も可)		
先天性 風しん症候群	唾液	滅菌スピッツ管等(医療機関の採尿管も可)		採取後2日以内であれば4℃保存可能
	咽頭ぬぐい液	VIB培地 ※保健所から医療機関へ提供します (医療機関の培地でも可)	冷凍	
	尿(10ml以上)	滅菌スピッツ管等(医療機関の採尿管も可)		

【別表 2 : 保健所連絡先】

圏域	保健所	電話	ファクシミリ
東部	鳥取市中央保健センター(鳥取市保健所)	0857-22-5694	0857-22-5669
中部	中部総合事務所福祉保健局(倉吉保健所) 健康支援課 医薬・疾病対策担当	0858-23-3145	0858-23-4803
西部	西部総合事務所福祉保健局(米子保健所) 健康支援課 医薬・感染症対策担当	0859-31-9317	0859-34-1392

健感発 0218 第 1 号
平成 31 年 2 月 18 日

公益社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 釜菟 敏 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

麻疹発生報告数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）

麻疹については、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した麻疹患者を契機とした国内での感染の拡大事例が散見されております。

今般、関西地方で麻疹患者数の増加が報告されています。今後、麻疹患者の移動等により、広範な地域において患者が発生し、医療機関を受診する可能性がありますので、貴会におかれましても、貴会会員に対し、下記について広く周知していただきますようお願いいたします。

記

- 1 発熱や発疹を呈する患者を診察した際は、麻疹の可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻疹の罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻疹を意識した診療を行うこと
- 2 麻疹と診断した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事等へ直ちに届け出るとともに、麻疹の感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること

参考 1：医療機関での麻疹対応ガイドライン 第七版（国立感染症研究所感染症疫学センター）

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/medical_201805.pdf

参考 2：麻疹とは（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/measles/index.html

健感発 0218 第 1 号
平成 31 年 2 月 18 日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省健康局結核感染症課長
（ 公 印 省 略 ）

麻疹発生報告数の増加に伴う注意喚起について（協力依頼）

麻疹については、平成 27 年 3 月 27 日付けで、世界保健機関西太平洋地域事務局により、日本が排除状態にあることが認定されましたが、その後も海外で感染した患者を契機とした国内での感染の拡大事例が散見されております。

今般、関西地方で麻疹患者数の増加が報告されています。今後、麻疹患者の移動等により、広範な地域において患者が発生し、貴管内の医療機関を受診する可能性がありますので、貴自治体におかれましても、参考 1 「麻疹発生時対応ガイドライン」をご確認いただき、麻疹患者発生時の対応に遺漏なきよう期するとともに、貴管内の医療機関に対し、下記について広く周知していただきますようお願いいたします。

また、麻疹が発生している自治体においては、要請に応じて、国立感染症研究所等から感染症対策の専門家を派遣することができることを申し添えます。

記

- 1 発熱や発疹を呈する患者を診察した際は、麻疹の可能性を念頭に置き、海外渡航歴及び国内旅行歴を聴取し、麻疹の罹患歴及び予防接種歴を確認するなど、麻疹を意識した診療を行うこと
- 2 麻疹と診断した場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項の規定に基づき、都道府県知事等へ直ちに届け出るとともに、麻疹の感染力の強さに鑑みた院内感染予防対策を実施すること

参考 1：麻疹発生時対応ガイドライン〔第二版：暫定改訂版〕（国立感染症研究所感染症疫学センター）

https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/guideline02_20160603.pdf

参考 2：麻疹とは（厚生労働省）

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/measles/index.html